



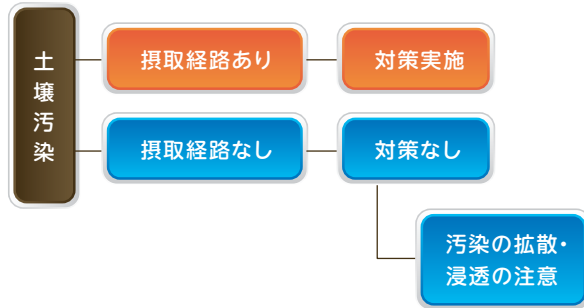
土壌汚染が 見つかった場合の 対策は？

土壌汚染対策法では、人の健康被害を防止する観点からは、土壌汚染が判明したら、必ず対策を講じなければならないというものではありません。

有害物質が人の体内に取り込まれる経路（摂取経路）があり、健康被害を生じるおそれがある場合、または既に健康被害が生じている土地の場合は対策が必要になります。

一方、摂取経路がなく健康被害が生じるおそれがない場合は対策を行う必要はありませんが、土壌汚染地に手を加える場合、汚染を広げることのないよう注意する必要があります。

摂取経路と対策



健康被害が生じるおそれをなくすための対策方法

汚染土壌が広がらないよう土壌汚染地内に封じ込めるなど摂取経路をさえぎること（遮断）や、土壌汚染地への一般の人々の立ち入りを禁止するなど有害物質を人が体内に取り込むことがない状態が維持されるよう摂取経路を管理することが基本とされています。摂取経路をなくす方法（汚染土壌の除去）は日常的に利用される砂場等の限定的な場合とされています。

もっと詳しく 知るために

土壌汚染対策法について

土壌汚染対策法は土地の土壌汚染を見つけ、必要な対策の実施を図り、土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的とするものです。具体的には、土壌汚染を見つけるための調査や、汚染が見つかったときの措置、汚染土壌を運搬したり処理する場合の対応等のほか、法に基づく調査を的確に行うための措置や、土壌汚染の対策を円滑に行うための支援業務について定めています。

土壌汚染対策法の詳細は、パンフレット「土壌汚染対策法のしくみ」をご参照ください。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/01.html>



その他の土壌汚染に関する情報について

土壌汚染対策の円滑な実施を図るため、土壌汚染対策法に基づき指定を受けた指定支援法人において、支援業務を実施するための基金（土壌汚染対策基金）が置かれ、助成金交付、照会・相談・助言、知識の普及・啓発の業務を行っています。

指定支援法人ホームページで業務の紹介をしており、支援業務等に関する情報を入手できます。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/>

- ・助成金交付のしくみ、交付条件、手続き、実績など
- ・助成金及び土壌汚染の調査・対策等に関するご相談の受付
- ・セミナー及び相談会の開催情報、各種パンフレットのダウンロード及び冊子の申込み、講師派遣など

公益財団法人 日本環境協会 土壌環境課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階
TEL: 03-5829-6894 FAX: 03-5829-6190
E-mail: dojo@jeas.or.jp

土壌汚染 について 知ろう



この資料は、土壌汚染をはじめて知る方、土壌汚染について知りたい初心者の方を対象に、土壌汚染の基礎的な知識を学べるよう作成したものです。みなさまの土壌汚染に関する正しい理解に少しでもお役に立てれば幸いです。なお、説明は土壌汚染対策法の考え方に沿っています。



土壌汚染対策法に基づく指定支援法人
公益財団法人 日本環境協会

Japan Environment Association

我が国の 土壌汚染の状況は？

土壌汚染って何？

土壌汚染は 何が問題か？

土壌汚染が我が国で最初に大きな社会問題となったのは、農用地の汚染でした。古くは明治期の足尾銅山による渡良瀬川流域の土壌汚染をはじめとして、産業の発展に伴い各地で問題となっていました。これに対して、昭和45年に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定され、今日まで対策が実施されてきました。

一方、市街地の土壌汚染は、昭和50年代に社会問題となる事例があり、その後、行政指導や自主的な取り組みにより対策が取られてきました。しかし、近年になって、工場跡地の再開発や売却の際などで自主的に調査を行う事業者が増え、土壌汚染の実態が明らかになってきました。

土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請を踏まえ、平成14年に、「土壌汚染対策法」が制定されました。以後、法や地方公共団体の条例等により、土壌汚染の調査件数は年々増え、土壌汚染が見つかる件数も増えています。

土壌汚染は、土壌が人間にとって有害な物質により汚染された状態のことをいいます。

土壌汚染対策法では、人の健康被害の防止の観点から定められた基準を超える有害物質が土壌中に検出された場合、土壌汚染ありと判断されます。

また、土壌汚染には、工場の操業に伴う有害な物質の不適切な取り扱い等や埋立てにおける有害物質が含まれていた土砂等の使用など人為的原因によるもののほか、全国各地の地層にもともと存在する鉛、砒素、ふっ素等による自然由来のものがあります。

土壌に含まれていた有害物質が人の体内に取り込まれること（摂取）により人の健康被害を生じるおそれがあることが問題です。

土壌汚染対策法では、地下水を飲用するなどの地下水経路の摂取と手についた汚染土壌や砂ほこりが口から入ってくるような直接摂取の二つの摂取経路による人の健康被害の防止を目的としています。

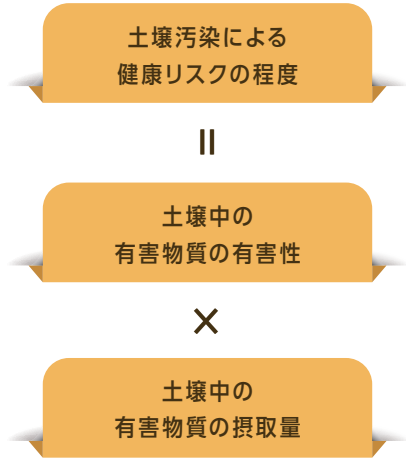
健康被害が生じるおそれ（健康リスク）の程度は、有害物質の有害性がどの程度高いかという点と、有害物質がどの程度体内に取り込まれたか（摂取量）という点の二つの要素で決まります。健康リスクは、土壌中の有害物質の有害性が高くなればなるほど、また、有害物質の摂取量が多くなればなるほど高くなります。概念的には、次のように表されます。

土壌汚染対策法で定められている有害物質の種類

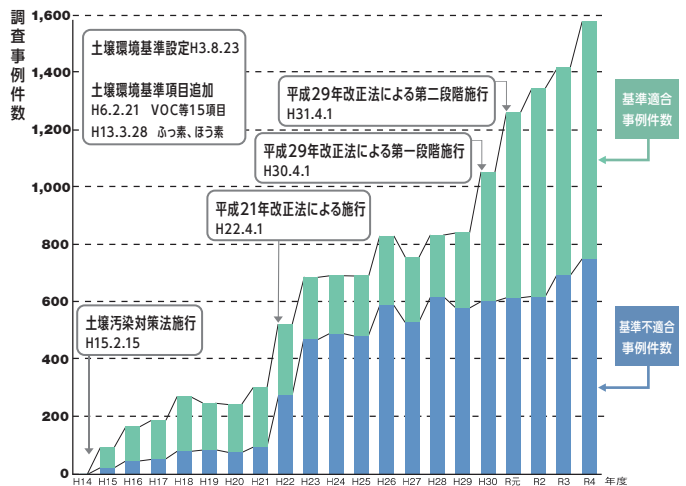
トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、鉛、砒素等の重金属類や農薬等のシマジン等が、人の健康被害を生ずるおそれのあるもの（特定有害物質）とされています。

土壌汚染対策法で定められている有害物質の基準

長期間の特定有害物質の摂取を想定して、また、一時的な特定有害物質の摂取による急性影響も考慮して、健康被害の防止の観点から定められています。



年度別の土壌汚染判明事例件数
(土壌汚染対策法の対象となったもの)



(出典)「令和4年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」